

I はじめに

令和4年に一部改正が行われた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「改正法」という。）において、令和6年4月施行以降、市町村が実施する精神保健に関する相談支援の対象者に、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者が含まれることが明記された。これには、従来より市町村で相談対応をしてきた福祉・介護・生活困窮・母子保健等といった対象者に、精神保健（メンタルヘルス）に関する複合的な支援ニーズがみられる中で、市町村における精神保健の視点を持った支援の重要性が指摘されてきたことが背景にある。

また、改正法においては、市町村への支援に関する都道府県の責務として、「市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、必要な援助を行うよう努めなければならない」と明記された。

本県では、これまでも保健所等や精神保健福祉センターは市町村への支援を行ってきたところであるが、市町村へのバックアップ体制を強化するために、相談スキル向上を図っていくとともに、市町村と保健所等、精神保健福祉センターの精神保健に係る重層的支援体制の更なる構築に向けて、一層取り組んでいくことが求められている。

本報告書は、これら改正法により求められる市町村及び都道府県の役割等を円滑に果たすため、改めて地域の実情を把握する必要があることから、市町村に相談支援に関するアンケート調査を実施した。さらに、従来より保健所等にて集計していた「精神保健福祉業務統計」のデータと照らし合わせ、地域特性の把握を試み、今後の市町村、保健所等で相談支援を展開する上での一助となることを目的として作成した。